

仕事と育児との両立推進行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日～平成30年3月30日までの2年間

2. 内容

目標1 平成28年8月までに小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- ・平成28年5月～ 社員への面談調査、検討開始
- ・平成28年6月上旬～ 社内会議にて短時間勤務の内容などに関する就業規則の見直しを議題に労使で話し合いを行う。
- ・平成28年6月下旬～ 会議で話し合ったことを元に就業規則を改定し、制度の導入及び従業員へ周知する。

目標2 平成28年8月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大と時間単位による取得を認めるなどの柔軟性を持たせる）

<対策>

- ・平成28年5月～ 社員への面談調査、検討開始
- ・平成28年6月上旬～ 社内会議にて子の看護休暇の対象年齢拡大、時間単位での取得を議題に労使で話し合いを行う。
- ・平成28年6月下旬～ 会議で話し合ったことを元に就業規則を改定し、制度の導入及び従業員へ周知する。